

## マツキーバーの国家理論

—政治集団の理論研究として—

まえがき

山田敬道

現代社会は多—集団社会である。それは諸多集団で沸騰している社会である。このことは現代社会が多元的価値で充満していることを意味する。価値の多元化に即応して、これら価値を遂行するための組織体としての集団が出現するからである。これら集団を社会多元説にしたがって、アソシエーションとよぶならば、現代社会はアソシエーションの増大とその勢力の巨大さにあると云ってよいわけである。このような現代社会において、政治集団（とくに国家）がいかなる地位と役割をもつであろうか。すなわち政治集団を単独の孤立状況においてでなく、諸多の機能集団との連関において把握し、かくすることによって、現代社会の構造をその内側から解明しようとするものである。そして、このばあい、社会多元説、とくに、マツキーバーの所説を検討することによって、該問題にアプローチしようとするものである。

マッキーバーの社会学は社会的多元的理論である。彼が「コミュニテイ」と「アンシェーション」の対概念を確立し、社会集団論の進展のため画期的役割を演じていることはよく知られているところである。すなわち、マッキーバーにおいて、社会生活の形式はつぎの三つに分類される。まず「完結的統一」としてのコミュニテイ（例、村落・都市・地方・民族）、つぎに「部分的統一」としてのアンシェーション（例、家族・教会・党派・国家）、そしてさいごに「様式乃至手段」としての制度（例、相続制、代議制）。

（こゝにあげた三分法は要約的である。その詳細は「社会科学の要素」（五六年）に提示されており、「コミュニテイの初版」（一九二〇年）、「社会学」（五二年）、「（一七年）以来四十年、その細部についてはともかく、基本線は変らない」）。国家はコミュニテイとおなじように、領土的限界をもち、その領域内のほとんどすべてのアンシェーションに統制をおよぼすがゆえに、一見すると、国家とコミュニテイは一つのものであるがごとく考えられるのであって、かゝる見解はヘーゲルの教義、新ヘーゲル学派の所論であったといつてよい。けれども、にもかゝらず、国家はコミュニテイでなく、アンシェーションでなければならぬのである。それゆえ、国家のアンシェーション的性格の究明は、彼の社会学理論すなわち、コミュニテイとアンシェーション概念の展開のための主軸的役割をはたすことになる。この点において、国家理論（を中核とする政治理論）が彼の社会学理論の全体にたいし高い比重を占めるわけであつて、多元的 sociology は一元的国家理論の成立し難いこと、かつ、歴史的事実にも合致しないことを主張するものである。ところで、いうまでもなく、国家は政治集団の典型であることはいふまでもないから、まず「政治」的関心について論及する必要がある。そもそも政治的関心（あるいは価値）は、多様な諸関心のうちにあつて、どのような地位をもつてあろうか。「政治的関心は爾余の一切の関心の遂行の条件である自由を秩序のうちに確保し、それがどのような政策なり方向なりをとるか、これら諸関心にとって決

定的意義を有するとき社会の巨大組織に指向されたものである（「コミュ」）。（「政治的」という名詞はきわめて多義性をこ多元説に立つコールはつぎのようた定義する。「政治的」活動とは、人々がコミュニテイと一緒に住む事実から直接でてくるころの、しこうして、直接的な社会組織に服するとき人間関係の社会規則に係り合う活動である」と（「社会理論」一九二〇年一八六頁）。こゝに、マッキンバーの政治概念にふれたのであるが、要するに、指摘しようとする要点は以下の事実につきまよう。すなわち、政治概念が包括關心として個人生活の全領域にけつしてふれるものでない、したがって、社会生活の総体を包括するものでなく、そしてまた社会生活に全部的にふれるものでさえないということである。もし「政治的」にして、「特殊の」「制限された」意味關心とすれば、政治的關心に対応する国家はコミュニテイでありえず、したがって、アソシエーションであるとせねばならないわけである。とすれば、アソシエーションとしての国家は爾余のアソシエーション例えば経済的・宗教的・教育的なものとしての会社・労組・教会・大学などと同列に立つことになるわけである。

けれども国家を単にアソシエーションと規定しただけでは、国家をコミュニテイと區別する点において注目すべきであるにしても、アソシエーションとしての国家の特質にふれたことにはならないであらう。そもそもアソシエーションが、本来、ある「特殊の」關心実現のための社会生活の組織である以上、それが実現しようとする「特殊關心」としての「政治關心」の本質をさらに深く攻究する必要がある。マッキンバーによれば政治關心は派生的・第二次の關心なのである。つまり、それは創造の領域に直接するものでなく、手段的価値であるにすぎない。このことについては彼の著書のいずれにも刻明に分析されているが、とくに最近の著作である「社会」（一九五二年・四四六頁以下）についてみるならば、第二次の關心にたいする第一次の關心は人間にとつて究極的価値であるとき關心、いゝかえれば、それ自体目的であるとき關心であることを詳述している。もちろん、だからといって、第一次の關心が社会生活において第二次の關心にくらべより滲透的であるとか、あるいは、より重要であると主張すべきでないことも明白なことである。第一次の關心も第二次のそれとも相互に他と孤立して機能することはありえない。現実には、ある

関心は第一次的であるとともに第二次的であるとき混合型態、すなわち、中間型なのかも知れないのである。さらにつけ加えるべき点がある。さきに政治関心をもって「特殊関心」あるいは「特定関心」といったが、それが「特殊」、「特定」であるとは、それが他の諸関心（価値）と並列する意味において然るのであって、いわば、政治関心の内容規定なのである。けれども、それが手段価値として第二次的・派生的であっても、他のいかなる関心も政治的助力がなくては確保されない点に着目すれば、政治関心は普通の関心であるとせねばならないのであるから、それは派生的であるとともに普遍的であるかぎりの特定関心と考えざるをえないのである。（彼の関心分類については、幾多の学者から批判されているが、その著例はギンズバークであろう。「社会的集合体はそれらが奉仕する関心からいっても、又、それらが分化している明晰さからいっても大きい変化を経ている歴史的総体である」がゆえに、「経済的・政治的関心の区別も時代と民族をことにすることによってちがって画定されており、それら関心は確然と画定されたものでない。」のであるから、現実生活には関心が混合しているとともに重複するものであることも注目されねばならない。それのみでない。「目的と手段の傾向は相互に転換しうる」ということもあげねばならない。と、モリス・ギンズバーク、「社会生活」五六年一—八頁）ともあれ、社会多元説に立って社会を説明しようとする以上、関心の分折は重要であり、これを第一次的関心と第二次的関心とに類別することは決定的なことである。すくなくとも両者を原理的に并別することは不可欠な前提なのである。社会は人々のもともめる関心の実現の過程にほかならないからである。政治的関心は明かに第二次的関心なのである。（今日は顯著に政治的時代であるといつてよいであろうが、いかに政治的要素が支配的であっても政治は、「なにものもつくらない」のであって、直接創造の外にある価値なのである。一切の創造の営みにたいする手段価値に徹することが政治そのものを正しく把握することになるであろう）。国家はかゝる政治関心を追求するためにつくられたアソシエーションである。

それは、あだかも、芸術関心の追求のために芸術団体をつくるのと同じことである。かく、国家はアソシエーションとして規定されたのであるが、国家の限界（したがって、その本質）を発見する方法はつぎのごとくなる。「国家の本質属性は政治的秩序であり、国家の第一次的用具は政治的法であつて、政治的法の本質と限界を学ぶことは、す

なわち、国家の本質と限界を知ることになる」(コミニ・三〇―三二頁)。このばあい、政治的法について、つぎの点を指摘する必要がある。すなわち、政治的法は本質上無条件的であり、公式的であり、禁止的であるということである。これらの諸特性は国家の限界を明白に示すであろう。しかも、それは明白な公式のうちに表わされており、一般状況にのみ適用されるのであって、外的遂行のみを強制しうるにすぎないのである。かく、国家は人間活動の大部分の領域外にある。さらにいうならば、「それは生活の自発的構成的活動の作用を統制しえない」(近代国家、一九五〇年一九頁) ということである。「国家は人々を強制して教会に赴かさせる。けれども国家は人々をして神を崇拜させることはできない。そのような強制はおろかしい」(コミニ、三四頁) といわれるように、国家は一切の活動や遂行の源泉である精神に係りあうことができない。国家は、どのようにせよ、命令によって、宗教的・芸術的あるいは教育的なアソシエーションをつくることはできない。国家は一切の社会過程の始元であり、一切の価値の根本である個人生活の自発性や主動性にふれることはできないのであって、唯人間行動の外部性と一般性に係りあうだけである。国家は一切のアソシエーションを統制できる。けれども、これらアソシエーションは依然として自発性を保有する。国家の統制は自由な自発的アソシエーションの自発性や任意性を保護助長し、それらアソシエーション間に対立があるばあい調整を行うなど、広くいって、社会秩序に係り合うのである。そのために「国家はもつとも完全な、最も有力な中央集権化された組織をもつわけである」(コミニ・四〇頁)。そもそもアソシエーションは、そのいずれの型をとつても、それが役立つ特有の価値と独自の機能をもつがゆえに、アソシエーション相互には直接従属の関係はないのであって、まさに同等でなければならぬ道理である。たしかに、アソシエーションがコミュニティに奉仕する仕方はことなる。家族(多元説に立てばアソシエーションである)は自己の機能が人間幸福のもつとも密接な条件であり、かつ生活の第一次的彫塑などの基本的重要性をもつものであるが、だからといって、その理由で、家族が他のアソシ

エーションにたいしヒエラルキーの關係をもつとはいえない。というのは、その他のアソシエーションは各自の性質に依じて、自己の独自の且つ排他的地位と役割をもつことは明かなことであるからである。

ところで一見すると、アソシエーションとしての国家は、以上の原則の唯一の例外のようにみえる。けれども、よく考えるならばこの原則を可能ならしめているのが国家の地位なのである。というのは、国家の独自の機能は一切の自己以外のアソシエーションを保護し、組織化することであり、さらにいうならば、各々のアソシエーションを保護し、その本質的サービスを可能にし、共通法の下にすべてのアソシエーションを調整し、それらのすべてに国家の中心的組織の助力を附与することにあるからである。(国家は政治という点において、すべてのアソシエーションのみならず、いくのである。同列にある国家は「調整的サービス」において、他のアソシエーションとことなるのである。けれどもそれは国家の上位性の確認を意味せず、「調整」が国家の存在理由であるからであって、それは社会生活の遂行の手段にすぎず、国家のため活のために国家があるにすぎない。) かくして、マッキーバーにおける国家概念は、社会秩序(それは一切の創造の基礎である自由を保証するものである)の保持と発展のための政治的アソシエーションであって、諸アソシエーション間の調整がその本質機能をなすといつてよいであらう。そして、そのことが「ユミニティの機関として、国家のなすべきところのものとして、国家のなしうるところのもの」(近代国家、一八三頁)であつたわけである。ところでこれにたいし異論が存する。例えば同じく社会多元説に立ちながらも、ユールの国家概念はかなり差異性を示す。マッキーバーによれば、「政治的作用」は「秩序と統制」のための作用としての調整作用であつたのにたいし、ユールはむしろ「政治的」と「調整的」とを分離させようとする。すなわち、「政治的」事實はいうまでもなく社会的機能として本質的であることはいうまでもないが、その本質は調整であるよりむしろ規制であるとする。政治とは個人的關係によつて万人を、平等且つ同一方法で影響をあたえることにはかならない。例えば、「婚姻・その解消、子供の哺育、その他一切の形式における性關係からでてくる行動への影響や犯罪の防止・精神病者の保護取扱のごとき」(社会理論

八七頁)である。このような意味の政治機能は国家の機能として承認されるのであって、このことは国家の関心が差異性を無視し、一様な様式において、その成員の同一性の関係にむけられていることを示すのであって、例えば、民族が差異性に敏感にして、つねに類似性(例えば、言語の・伝統の……)に立脚するのと対比するとき両者の差異が明白となる。かくして、国家は「包括的な土地的アソシエーションとして、人間間の差異を無視し、その範囲内に正常に居住する一切の人間を強制的に包括する (take in)」(社会理論、九五頁)と云う所の強制的アソシエーションなのである。ところで国家が、かく、その成員を一樣に強制的に包括し、個人関係を規制しうる所以は、その背後に経済的機能があることにほかならない。「経済的活動」の概念は広い。生産と消費を大別すれば、生産はその関心が差異性に赴くが関心が同一化する傾向がある。少くとも基本的な消費においては同一化する。これに反し、消費はその関心が異なる。これは「飢えれば飲食せざるべからず、寒ければ衣服せざるべからず、外敵にむかつて住居なかるべからざる」底の消費は国家の重大関心事と云うべきである。「国家は収入・価格のごとき経済的機能を通して、まず、消費を規制しなければならない。これらの手段によって、国家は消費の一般的水準と分配に作用するのであって、一部分の人々のみ、あるいは、別々の地方にのみ影響するとき特殊の商品の消費に直接作用しない」(社会理論、九九頁)なのであって、かくして、国家は一つの消費団体となるわけである。

かくして、調整機能 (マッキンバーにおいては、調整機能は国家に専属するものであって、個人、アソシエーションとアソシエーションとコミュニティ……など一切の関)を国家機能から除去したコールドにおいては、かゝる機能は国家を含めてのいかなる一つのアソシエーションの権限となすことを拒否するわけである。調整機能をもたぬ国家は所謂絶対至上の名に値しないのであって、これまでの国家理論が国家にあててきた一切のアソシエーションに対する優越性もたないのである。彼の主張は、「何人も自身の係争事件に裁判官たりえない」(社会理論、一〇一頁)という論理に立って、一つのアソシエーションとしての国家は、自己と同列にある他の諸アソシエーションを調整することはできないということである。

ある。かく、調整機能を国家にあたえることを拒否し、多様な基本的機能社会を代表する聯合会議に最終的に手渡そうとするコールの立場は、マッキンバーも批判するように（要素、八八―八九頁）現在の社会秩序からはるかに遠ざかった問題となってしまうであろう。それゆえ、われわれは依然として国家をもって、「調整機能」をもつアソシエーションと定義したいのである。

## 二

アソシエーションとしての国家の構造は、爾余のアソシエーションのそれと同じである。すなわち、「アソシエーションを支持しようとする社会意志はアソシエーション自体の意志にくらべより基本的である。例えば、国家を支持しようとする意志は、国家自体の意志に優先する。（この段階では、「国家の意志」(the Will of the State)のごうなり、「代国家、」(一頁以下)）。国家意志は国家の法律のうちに顕示される。かくのごとき法律のほとんどすべては政治斗争から生まれしたがって国家の全員が欲したり、直接的に意志したりしたところのものでありえない。それは、一般に、多数の発言あるいは投票によって決定されており、しばしば少数者によって深刻に反対され、憤激さえもされるところのものである。けれども、それは国家の意志となる。反対者も支持者もともに服従する。なぜだろうか。単に多数は大きい力をもつという理解からのみでない。究極的に、「国家の意志以上に最終的意志、すなわち、国家を支持する意志があって存するからである」(コミニ・一三九頁)と。そもそも、国家のみならず、アソシエーションの全部についていえるのであるが、アソシエーションの一般的な政策を決定するものは全体でなく、せいぜい、多数にすぎぬ。もし全体がアソシエーションの第一次的に目的に同意するとしても（これあることよって、アソシエーションの存立は可能になる）、だからといって、これら目的が遂行される手段に関して、また、アソシエーションが創造する無限の副

次関心に関して合意があることにならないからである。それゆえ政策に関しては、いゝかえれば、アソシエーションが「いかに」その目的を実現するかについては、その成員はいつも分割してきたのであり、また、分割するのが常態である。かゝる事情はアソシエーションとしての国家についても例外でありえない。国家は有機体理論の主張するやうに、一つの不可分意志のごとき単一の統一意志によって指導されるのではなく、威信・権力・その他において自己に反対する部分意志に優越する部分意志によって指導されるわけである。(こゝでは、とくに、アソシエーションを「創造する」とは区別されねばならない。さきにあげた「国家を支持しようとする社会意志」は「意志」とアソシエーションを「支配する意志」を創造し、これを支持する意志は「共通(コンモン)意志」と名づけてよく、また、「普遍(ゼネラル)意志」といつてよい。それは「多数者が彼等すべての一つの単一の包括関心を追求するとき、彼等の意志をそのかぎりにおいて共通意志とよんでよい」(コミュニ・一〇六頁)と定義される。すなわち、諸個人にして結合し、組織をもつことがアソシエーションにはかならないから結合そのもの組織そのものを是認し、保持するところの個人のもつ関心である。一般的に「共通」あるいは「普遍」という意味は以上のことの意味するにすぎない。普遍意志をもつて、もしコールドが理解した意味において、ルソーが「それは個人の個々の関心でなく、該集団全体の一般的関心の助長に指向されたかぎりの意志(個人における、あるいは、諸個人の会集における)の部分である」(社会理論論文一九五〇年、一一四頁)というならば、こゝにいう共通意志に近いものとなる。けれども、かゝる普遍意志はアソシエーションのあるところつねに存在するにしても、もし「これら諸アソシエーションのもつ一切の普遍意志は、彼(ルソー)が主権国家の普遍意志と同一視した全社会の普遍意志との関連においては、単に特殊意志にすぎぬ」(同、一一五頁)となすはどうか。国家も他のアソシエーションと同列に立つ以上、普遍意志相互に普遍と特殊の関係はないとせねばならぬ。さらに代表的主権を拒否し(代表的政府でない)ながら「立法の機能」基本的機能は「正当に代表されえないで、市民の全体的集合によつてのみ直接遂行されるにすぎない」(同、一二〇頁)となすは、市民(普遍意志の主体者)が思慮と決断のため直接会集しうる小。「デモクラシーにあつては、それは多数の意志であるか、ないしは、多数の意志であるかも知れない。かゝる多数意志が政治組織(政府)を構成し、推進し、かつ、それら政治組織の方向を指示する真正の主権(true ultimate sovereign)である」(コミュニ・一四〇頁)。このように「国家の意志」と「国家への意志」とは全く別個のものといわねばならない。

そして重要なことは、「国家の意志」すなわち多数意志は可变的であつて、つねに作られるとともに解消していくものであるということである。(「他国の征服下にあるごとき極端な場合は、国家一制度(state-institution)はあるが国家一集団(state-association)は存しない」(近代国家、八頁)と。つまり国家が発生すると、権力の論

理はアソシエーション以上に制度を拡大することを意味する。近代世界においては両者が一致するようになってくる。こうした転形を完成することが民主主義の理想であつて、「制度をつくる共通意志」と「制度を課する支配意志」との區別を徐々に撤廃していくことを意味する。それゆゑ、国家も他のすべてのアソシエーションにおける共通関心の三つの種類乃至段階に分けられるのであつて、その例外でありえない。(コミュニズム一三八―四四頁)。まず第一に、アソシエーションを支持する社会意志はアソシエーション自体の意志にくらべより根本的であるがゆゑに、国家を支持する社会意志は国家自体の意志に優先し、かつ、普遍的な意志である。そして唯一眞実に一般的といわれるところのものである。マッキンバーはこれを国家における一般意志とした。つぎに、アソシエーションには、その方向的乃至政策を決定する意志としてのアソシエーション自体の意志がある。政策決定意志は方向の最高決定者であるが、つねに部分であり可变的である多数意志であるから、いわば、それは風のごとく非恒常的でつかまえない不安定なる均衡状態にあるといわなければならぬ。多数意志が可变的であるとは、一が他にとつて代られる可能性を意味するのであつて、そのことがまさしく、民主主義の原則である。ともあれ、かゝる多数意志が国家における最高主権(国家自体の意志)である。さらにアソシエーションは特殊の執行意志をもつ。すべてのアソシエーションは自己の政策実行のため必要な手段としての器官(しかも、その活動が決定的形式をおびる中心乃至焦点として)をもたねばならない。国家についていえば、政府がこれに相当し、最高主権としての多数意志とは別である。国家は永続的アソシエーションとして独自の存在であり、政府はその内部における機関にすぎず、一般意志からみれば、普遍意志から多数意志を経ての第三次的存在にすぎないのである。このように、決定的形式を帯びる焦点としての政府の意志も、高々、多数(部分)の意志であることは、政策決定意志が、高々、多数(部分)の意志にすぎず、それによつて決定される法律もまた部分である事実からの当然の帰結である。(「コミュニティ、あるいは、国民が政府をコントロールするというとき、われわれは、いかなる政はいかなる行動の綱領においても、つねに分割している。政府はつねに国民の一部分を代」)。けれども、にもかゝらず、国家表するか、もしくは、少くとも、それによつて支持されている。(政府論、一九七頁)。

をつくる意志は全体としてのコミュニティの幸福のためにつくられたわけであって、究極目標はコミュニティ全体を蔽う底のユニバーサルなものであるがゆえに、自発的ポランタリのアソシエーションにあっては一般意志が成員の全部に共通な意志と相蔽う傾きがあり、事実上普遍意志の可能性を多くもつにたいし、国家にあっては普遍性の点において劣る面のあることは否定でないのである。調整機能を自己存立の基本条件とする国家は、ある程度強制的であることは必須であり、まさに強制的アソシエーションにはかならない。けれども、そうはいっても、国家がその構造の基本原則において、他のアソシエーションとことなるなものも存しないことは明白なことである。

以上の考えはマッキーバーにおいて、初期の「コミュニティ」(一九二〇年)から「近代国家」(最初一九二六年に出版されたが、こゝでは五〇年版)にいたる間一貫してゐる。ところどころ「The Web of Government」(最初四五年出版、こゝでは五三年版)はその表題が示すように、政府に重点をおく理論であることは容易に想像される。そしてこの点において、マッキーバーの政治組織(政府)についての概念の発展の存することは十分承認されねばならないのであるが、該著とともに「近代国家」が同時期にわたって発刊されている事実からも分るように、両著書において、概念の展開がそれほど決定的差異を示しているとは認められないのである。「政府は社会秩序の本質に内在する一現象であつて社会生活の内部にあらわれる。人間の社会的性質は対応と要求との複雑な体系である。人と人との関係の中にはいたるところ政府の萌芽がある」(政府論、二〇頁)といふ、政府を社会生活の根元的事実とみとめる。「あらゆる組織的な政府には、ある種の権威が實力の背後に存する。権威なくしては、實力は破壊的な、一時的な、無方向的な無益な暴力である。権威はその底に横たわる社会構造に対応している。……………権威はそれが存続するものとすれば、主として、それが行使される対象となる人々の一般的な神話に依存する」(同、一六一―一七頁、二〇頁)というように政府を権威下にある人間組織と概念し、しかも、かゝる権威は神話(神話は人々がそれによつて、そのために生きるところの価値を含んだ信条・觀念を意味する。社会は神話体系、すなわちすべての社会活動を規定し支える支配的な)

思惟形態の複合体によってむすび(例)に依拠するものとなすのであって、永続的アンシェーションの一機関として概念され  
 合(例)わされている(マッキンバー)に依拠するものとなすのであって、永続的アンシェーションの一機関として概念され  
 た政府にくらべたばあい、顕著な発展と差異を示していることが窺われる。それゆえ政治的政府も社会的規制の形  
 態ではあるが、けつして、唯一の形態でないのであつて、社会的規制はつねに存在しているわけである。人間生来の  
 衝動にたいするなんらかの制御なくしては社会は存在しえないからである。政治的政府は、社会的規制が中央の社会  
 機関によって引きつがれるとき、又は統轄されはじめるとき現われるのであつて、原始的な社会単位である家庭に、す  
 でに、政府の本質をなす統制が存在することを指摘している(同、二〇―三八頁)は偶然でないのである。(「社会の存  
 在するところ、権利、義務の体系が存在する」)「コミユ・三二頁」とあるは、一切の社会関係は秩序づけられねばならぬこと、もし然らずば  
 社会生活は不可能となることを意味している。政治的政府は、かゝる「秩序」づけの典型にすぎないことを注目すべきである。(「  
 けれども政府(ガバーンメント)の概念が如何に発展されようと国家の地位は見失われてはならないのであり、事実  
 マッキンバーもこれを混合しているわけでない。そのみではない。政府の地位が重要であればあるほど、国家の存  
 在もその重要度を増すのである。すなわち「われわれが国家というとき、政府がその行政機関であるところの組織を  
 意味する。すべての社会組織は行政的中心、すなわち、その政策が特殊な性格を附与され、かつ、行動にうつされる  
 機関をもたねばならない。けれども組織は機関よりも大きい。かゝる意味において、国家は政府よりさらに大きく、  
 かつ、より包括的である」)(同、三一頁)がゆえに、国家と政府は混同されてはならない。唯一定の条件のもとでは  
(例えは、とくに、より単純  
 な社会におけるばあい)国家を語ることは適切でないことがありうる。例えば「家庭、または、慣習支配の単純な  
 共同社会にあつては社会規制は国家形態を要せずして遂行されるのであるが、複雑な社会の諸条件のもとでは全くこ  
 となる。そこでは政府の行為は十分に成長した国家の存在を必要とする」(同、三九頁)というように、共同社会が民  
 族共同体のごとき複雑な社会となつたばあい、国家は絶対不可欠のものとなるのであつて、かゝる国家をはなれては  
 政治組織としての政府は考えられないのである。

かくみてくると「近代国家」と「政府論」の両著をくらべると、その表題の示すように、前者にあっては、国家の理論として政府はその機関であると考えられたのに対し、後者では政府そのものを前面に押し出し、政府を權威（その底には社会構造が横たわっている）下における政治組織と考え、基底としての社会構造の反映と考えている点、たしかに発展があるわけであるが、共同社会にして進展し、現在のごとき民族共同社会となれば、かゝる政府も、また、国家なくして考えられないのである。してみれば、「近代国家」と「政府論」の両著における理論は、よくいわれるほど、顕著にことなるものではない。そもそも、アソシエーションとしての国家は、コミュニティの器官であるがゆえに、国家もその存立の基礎として、コミュニティの社会構造そのものに直結していかなければならぬことは明白なことであって、政府が社会構造の反映としての權威下の政治組織として、永続的存在であるとするならば、国家もまた、永続的アソシエーションであることは論を俟たないのであって、両者に軽重の差が存在する筈はなく、民族共同社会としての現代社会においては、国家も政府もともに必然的な存在なのである。国家といふ、政府というも、その究極的根拠は、コミュニティ（よりくわしくは、コミュニティにおける人々の意志）であるにしても、アソシエーションに着目するならば、国家の現実化への動因たりうるものは政府であり、政府の存在は国家によって可能になるとともに保証されているといつてよいであらう。かく、国家と政府はきわめて密接な関係に立つことはいうまでもないが、論理的には明確にこれら二つを区別する必要があるのであって、かゝる事実をわれわれはアソシエーションの構造の原則によって説明できるのである。

### 三

国家の機能は国家の存在理由を示す。アソシエーションとしての国家は、他のアソシエーションと同じように、そ

のために組織せられるところの目的の遂行がその存在の理由となるからである。かくして、コミュニティの器官としてのアソシエーションは「コミュニティの内部にある組織であるとともにコミュニティの器官である」(コミュニ・一三〇頁)が、国家は、そのばあい、もつとも完全なコミュニティの器官と定義されるのであろう。とはいえ、政治団体(国家を含めて)を、それが遂行する目的から定義しようとする立場に反対の主張もある。その著例はマックス・ウェーバーであろう。(「国家を含めて政治団体をその行動が捧げる目的によって定義することは不可能である。食料調達からまた、かくして、団体の政治的々性格はそれに特質的な手段、すなわち、暴力手段によってのみ定義できる」(W. E. G. S. 30, The Theory of Social and Economic Organization, p. 155)となす。したがって、定義的にいえば、「国家はその行政幹部が秩序施行のために物理的暴力の正当な独占を有効に主張するとき、また、そのかぎりでの政治的」ことにおいては、国家目的の多義性が注目され、目的の多義性はそれが遂行活動としての機能の多様性を生むわけであって、機能の観点に立てば国家は多一機能的存在といわなければならない。けれども、もし、目的から(したがって、機能から)国家を定義できぬとすれば、もはや、国家はアソシエーションとはいえないのであって、むしろコミュニティと同じものとなるであらう。もちろん、ウェーバーが国家をもつて政治団体となすは、われわれのいうアソシエーションに近く、その間にさしたる差異はないのであるが、団体を目的(機能)からでなく、それに特有な手段(暴力手段)をもつて特質づけようとする点において、社会学者としてよりは法律学者としての彼の側面がより窺えるのであるが、もし国家が必要とあらば自己特有の手段としての暴力手段を正当に行使できるとするならば、かゝる行使を是認せしめるためにはそれに相照応する国家の目的・機能が確定されなければならないわけである。いかに現実の国家がその目的・機能を複雑多様ならしめているにせよ、そこにはかならず国家でなくてはなしえない核心的目的・機能が存しなければならぬ筈である。というのは、「一つの目的に一つのアソシエーションが対応する」のがアソシエーションの原理であつても、現実のアソシエーションが一つの目的にのみ終始し、したがって、単一の機能しか果しえないというのは

誤りであるからである。アソシエーションには、たとえ、複雑な目的・機能が存在しても、このアソシエーションしか完遂しえない「一つの」目的・機能が存在し、この目的・機能を措いては該アソシエーションの存在理由が見えないということがアソシエーションの本質である。国家のばあい、かゝる認識が極めて困難なことは明かである。けれども、このことを不可能とせず、究明の歩を進めるのが、アソシエーションとしての国家論の観点であるとせねばならない。

「国家は自己の背後にコミュニティの結合した力 (united force) をもつのであり、他種類の社会法にはけっして附与されない究極的制裁 (final sanction) をもつ。……………しからば、国家はなぜにかくのごとき独自の地位をもつのであろうか。なぜに国家は自己の背後にコミュニティの結合した力をもつのであるか。法の力は究極的なものではない。それは、つねに、かつ、本質的に意志に依存する。国家がかくのごとき強制権力をもつのは、国家の成員がそのような権力を意志するからであり、その成員たちが国家の法に服しているからであり、かつ、国家の法を保持しようとする自分の力を結合しているからである。なんの目的のために。人間は全的に自己を社会関係から切断できぬ。依然として人間の世界にとどまる。……………かくのごとき関係は秩序づけなければならぬ、(must be ordered) からである」(コミュニ・三一―三二頁)。かく、国家は強制権力を使用する強制的アソシエーションであるか、その然る所以は人々がもつ秩序への意志が結果して、国家の究極的制裁を基礎づけているのである。特殊関心の実現のための組織体としての国家はコミュニティにあらずして、諸アソシエーションのなかの一つにすぎない。すなわち、国家は「社会秩序の保持と発展のためのアソシエーションである。そうして、この目的のために、その中心的制度はコミュニティの結合した力を附与されている」(コミュニ・三二頁) のであつて、国家は一切のアソシエーションを自己の掌中に吸収する (absorb into) ことなど到底できないのである。アソシエーションは、それが経済的であれ、宗教的であれ、芸術的

であれ、それらは自己自身において実現すべき目的（関心）をもち、他に依存することなく、自発性と主動性をもつところの人間が作りあげた所謂自発的アソシエーションである。国家はこれらアソシエーションに、上にのべた目的のためにのみ統制を加えうる。けれども、それらアソシエーションは依然として自発性と任意性を保有しているわけである。というのは自発的アソシエーションの存在は（そのみが直接価値の創造にむかう）、コミュニティの発展のためにも、そして、国家の発展にとってさえも重要な要因をなすのであるから、国家はそのようなアソシエーションの自主性・創造性を保護助長し、諸アソシエーションの対立にさいし調整作用を行うなど、広くいって社会秩序に係り合うのである。このような理由のためにこそ「国家はもつとも完全にして有力な集権化された組織をもつ」（同、四〇頁）わけである。アソシエーションはどの一つをとつても、自己固有の機能をもつものであるから、すくなくとも、本質的関心を追求するアソシエーションは、論理的にいつて、これら相互の間に従属関係がある筈がなく、同位関係にあるとしなければなるまい。たしかに、アソシエーションがコミュニティに奉仕する仕方は、それそれ異なるであろう。価値の多元化の当然の帰結である。例えば、さきにもふれたように家族は、たしかに、その機能が人間幸福にもつとも緊密な条件であるとともに、それに劣らぬ生活の第一次的彫塑などの基本的重要性をもつものであるが、だからといって、その理由で家族が他のアソシエーションにたいし上位の関係をもつものではない。というのは、他のアソシエーションはそれぞれの性質に応じて、自分らの独自のかつ排他的地位をもつからにほかならない。

とところで、同じくアソシエーションでありながら、国家はかゝる原則の唯一の例外をなすであろう。否、むしろ、かゝる原則の可能性を保証するのが国家の地位である。なぜならば、国家の独自の機能は自己以外のすべてのアソシエーションを保護し、組織化することであつて、さらにいうならば、各々のアソシエーションを保護し、本質的サービスを可能にし、共通法の下にすべてのアソシエーションを調整し、それら各々に自己のもつ中心的組織（すなわち政

府)の助力をあたえることに存する。国家は政治的方法という点において、一切のアソシエーションのみならず、より小さいコミュニティや集団の各々の主張や、さらにすゝんで、目的などを調整していくわけである。同列にある国家は調整的サービスにおいて、他のアソシエーションとことなるのである。けれども、それは国家の上位性の確認を意味しないで、「調整」がすなわち国家の存在理由であるからであって、調整は社会生活の遂行の手段にすぎず、国家のために社会生活を営むのでなく、社会生活のために国家が存在するにすぎない。(国家の上位性、その極限化は国家のたないのは「組織的資本の力は無言のうちには国家をゆり動かすことができる。組織的労働者はストライキを通じて唯受動的立場をとることによって、国家の命令にもつとも効果的な反対を行うことができる」(社会科学の要素、八二頁)諸勢力が存するからだけではない、国家の強制権力(その発動としての調整作用)がその本質上、無効な領域が存することを記憶すべきであらう。したがって、われわれは「コミュニティ内において無限の至上権をあたえてよいどのような特性も国家にはみい出すことができなかつたのである。国家は独自の機能をもつが、それは家族・教会や、そして経済的アソシエーションのばあいも同様のことであつた。それゆえに、われわれは国家の独得の諸特性に応じて国家にどのような機能があるかを調べてみなくてはならない」(要素、八三―四頁)のである。いまや国家は諸々のアソシエーション間にあつて調整機能を果たすとしても、国家のそれらアソシエーションとの同位性は疑いないところである。してみれば国家の目的・機能は明白である。それはつぎのことばによつて十分窺える。「国家が最善の奉仕をなすというならば、国家が、諸多のアソシエーションがその上に構築され、そうして、それによつてこれらアソシエーションがより密接な、あるいは、より特殊の目的をもとめるところの自由と秩序を供給するばあいであるがゆえに、国家はわれわれの生活の自発的構成的活動の作用を統制できない」(近代国家、二〇頁)と。さらに、国家が自己の本質的用具であるとす政治法をみよう。「政治法が自己の普遍性と強制的制裁との二つのために、一定の代価を支払わなければならないことを知る」(同、一八頁)。すなわち、①、その普遍性は自己をして一般的状況のみをとり扱わしめ、個々の状況の錯綜にたいし自己を適應させせないこと、②、その強制的制裁は自己

をして、ある限界づけられた権能しかもちえないという点を強調しなければならぬ。服従の根元は強制にあらずして、服従への意志とせねばならない。にもかゝらず法律がある命令形式をとる。したがって社会の外的秩序のみを規制しうるのであって、行動の外的側面にのみ適用されうるということである。

以下のマッキーバーの言葉はこれまでの叙述を要約しているとおもう。「政治権力は他の権力が争うことのできな  
い使命と権威をもつ。政治権力のみが全共同社会の機関である。そのみが、信条・階級・人種に関係なく、その領  
土内に生活する全員の服従を必要とし、かつ要求する。そのみが地理的境界を決定する。この顕著な相違は、多く  
の人がいつわつたように、政府の領域である国家が社会秩序そのものと同一物であることを意味しない。他のあらゆる  
社会組織が単に包括的な政治組織の部分であることを意味するものでない。かゝるヘーゲルの全体主義的な独断の  
臆測は、けつして社会的現実と一致したことはなかった。それが意味することは国家が社会の基本秩序を監督するこ  
と、多少とも司法制度が普及し、かつ人々の紛争や分裂する利益が暴力によらず既定の規律体系に合致して調整され  
さえすれば、その秩序を支えるために必要と考えられる法令は、どんなものでも政府の権限にぞくするということだ  
ある」(政府論、九四―五頁)と。こゝには国家の権限の限界と固有領域がはっきり明示されているといつてよい。そも  
そも、コミュニティの器官としての国家のなすべき事柄は、すなわち、国家のなしうるところのものでなければなら  
ぬことは改めていうまでもない。国家のために劃定された仕事の範囲は社会者の外的条件にのみ係り合うことは、こ  
れまでのべてきたように、明白なことであるが、もしわれわれが明白に社会機関としての国家の特質を把握するなら  
ば、国家の機能についての見解の差異は国家があたえるサービス提供の能力についてのみ生じるのであって、それ  
以外の事柄は問題にのほらないとしなければならぬ。要するに、国家はいかなるサービスをなしうるか。提供しう  
るサービスは、すなわち、国家在立の理由である目的・機能の本質を示すことになるわけである。まず「秩序をもつ

て国家の仕事に本質的に属するものと見做しうる」(近代国家・一八四頁)のであって、その範囲内の一般的秩序を確保することは国家のなしうるもつとも明白な事柄であるばかりでなく、つねに、いかなるばあいにおいても、それは国家に特有な使命であったといつてよいであらう。もちろん、秩序といえは専制体制にも民主体制にも不可欠であるから、現実の秩序の形式はつねにある支配的目的によつて決定されている事実を看過してはならない。それは野獣園にも形務所にも軍隊にも家族にも存在すると同じように、奴隷—国家にも自由国民の間にも存する。してみれば、階級—国家にも一つの秩序があれば、民主—国家にも別の秩序が存する。それゆゑ搾取国家から監理国家への概念の推移のうち、秩序概念も変形して行くのであって、「それが支配の条件としての秩序であることを止め、共通幸福の条件としての秩序になる」(同、一八四頁)とき、このような秩序は国家の第一の仕事になるわけである。(秩序はけつしてでないこと、社会生活には本質的に秩序が含まれていることは当然である。端的に「規制は社会の一普遍的側面である。社会は秩序ある社会関係の体系を意味する」(政府論、二二二頁)ということはこのことを物語るものである。それゆゑ、人間が地球上生活するところには、どこにも、どんな水準の生存にも社会生活であるかぎり、社会秩序はあり、そして、つねに、ある種の政府を充満させており、「政府は社会の一側面である」(政府論、二二二頁)という主張がでてくるのである。社会秩序—政府の出現はおよそ社会の存するところかならずあるがゆゑに、中心の制度としての政府をその機関とする国家もまた不可欠のものとなるわけである。彼は政府の必然性(したがつて、国家存在の理由)を、その萌芽として、家族のうちにもとめていた。例えば、家族の存在は、性の規制、所有の規制、年小者の規制を必要とする。これらの規制の意味するところを端的に検討すれば、家族はどこにおいても政府の母体である理由を知らうというのがマッキーバーの確信であつたわけである。「家庭または慣習支配の単純なコミュニケーションにおいては、社会的規制は国家形態を要せずして遂行されうるのであるが、複雑な社会の諸条件のもとでは全くことなる。そこで政府の行動は十全に生長した国家の存在を必要とするのである」(政府論、三三二頁)から、国家は(したがつて政府も)けつして、力とか契約、させては、奸智などによつてつくられたり、おしつけられたりしたものではない。政府が歴史的にいかにか弱者にたいする強者の過度の搾取を示したにしても、政府はこれらの説明が意味するよりはるかに根本的である。たゞマッキーバーがのべるように、「政府が制度化されるに至つた過程、国家形態が出現した過程や変遷をうまく取扱うことができない。それは歴史の光がさす以前にはじまる過程であり、かついまだ成就されていない過程である」(政府論、三三三頁)を指摘したい。

このように秩序はおよそ社会生活にとつて不可欠であり、社会者にとつては普遍的関心なのであるが、もしこゝにいう秩序を政治的秩序とよぶならば、かゝる秩序も社会秩序の一つにすぎないのであって、慣習の秩序・道徳の秩序

事業慣例の秩序、それぞれ特殊のアソシエーションの秩序と並列するのであって、国家はこれら後者にたいしては直接培養作用をもちえないものであることは明かである。つぎに秩序はコミュニティ内部にあって是認されるのは、コミュニティの必要に應ずるがゆえであることも明白である。秩序を秩序のためにもとめることは明かに矛盾である。しからば秩序はなんのためであろうか。それは「保護と保全と発展 (for the sake of protection and Conservation and development) のための秩序である」(近代国家、一八五頁)としなければならない。もし、しからずして、秩序そのものを主張するならば、それは国家を警察―国家たらしめることにほかならず、野獣園の秩序を去ることを程遠いとはいえないわけである。われわれは、コミュニティに奉仕する筈の秩序はコミュニティの理想、しかも、とくに「正義と自由」によって含意される理想に一致もし、また、それによって限定されもしなければならないのである。もし、真正な秩序の政治概念があるとするならば、それは拡充するところ必ず保護の概念に列達するであらう。「強者の代りに弱者を保護することは、全体からみて、国家機能の近代解釈である」(近代国家、一八五頁)がゆえに、国家はその成員の主動性や責任性を破壊しない仕方で、社会保障の一大機関として行動しうることになるであらう。ところで、秩序概念の拡大が保護概念となるように、「保護」はまた「保全と発展」という仕事のうちに、より広い説明を見出すであります。国家は資源の統制とその及ぶ範囲の普遍性もつがゆえに、国家以外の部分的組織がけつして企図しえない方法において将来のため設計を樹立しうるのである。「自然のより大きい恵みを直接利益のため消費しようとする目先にとらわれた利己的企図を圧倒するのである」(近代国家、一八六頁)。一般的にいつて、産業主義の進展によって脅威をうける森・湖・水・山岳の保持と豊饒化を企図するであらう。そのみではない。経済的變動の苛烈さを通貨信用の統制やそれ自身の支出などによって緩和することができる。かくして、さまざまな方法において国の産業・通商・取引の助力もなしうるし、また、全体の犠牲において部分を利益させる不断の誘惑におちいらぬ

かぎり政府の完全に合法的な企業もなしうるであらう。これら活動はいかなる個人や私的組織より徹底して国家が遂行しうるのであつて、国家の役割にふさわしいものとなるであらう。これらの仕事は、いわば、物理的経済的發展のためのものであるが、さらに国家の仕事は人間能力の保全と發展にもおよぶのである。

教育はその通例となる。かつては家族に、そしてまたギルドや教会のごとき特殊なアソシエーションに委ねられておつたし、また、現在でもその機能を完全に喪失したわけではないが、文明的なコミュニティにおける生活に必要とされる持続的訓練をその成員にあたえるには、どのアソシエーションに専属させるにも不適格なのである。国家はこれらアソシエーションとこととなり、なんら特殊者としての関心を所有せず、全体としてのコミュニティに係りあうがゆえに、このような機能を不可避的にひきうけることができるわけである。教育にあてはまることは同じ理由で文化生活の一般的進展にもまたあてはまるのであつて、文化の進展もまた国家の不可避的に、しこうして、有効的に担当しうる役割となるであらう。このようにみてくれば、国家の仕事は多面的であり、千差万別であらう。けれども、それは自然・経済・教育・文化を直接創造するのではなく、すなわち、それら活動の内部源泉に触れるものでなく、外的手段を通して作用し、それらを保全・發展させていくにすぎないということである。そうして、それは究極において社会秩序をもとめることでもあつたわけである。かくして国家の限界はその用具性 (instrument) にあるとしなければならぬであらう。

#### 引用の参考書

- |           |                |                       |      |
|-----------|----------------|-----------------------|------|
| 1. コミュニティ | R. M. MacIver, | Community             | 1920 |
| 2. 近代国家   | “              | The modern State      | ’50  |
| 3. 政府論    | “              | The Web of Government | ’53  |

4.	社会科学の要義	〃	The Elements of Social Science	'56
5.	社会	R. M. MacIver, & C. H. Page,	Society, A. I. A.	'52
6.	社会理論	G. D. H. Cole,	Social Theory	'20
7.	社会理論論文	〃	Essays in Social Theory	'50
8.	社会生活における理性と非理性	M. Ginsberg,	Reason and Unreason in Society	'56
9.	W. u. G.	M. Weber,	Wirtschaft und Gesellschaft	'22

(本論は昭和三十四年度文部省科学研究費交付金による研究である)